

令和5年度

障害のある人を対象とした

広島県職員採用選考試験(身体障害者・精神障害者)

「 受 験 案 内 」



広島県章

令和5年7月3日

広島県人事委員会

- 受付期間 令和5年7月3日(月)～9月21日(木)
- 第1次試験 令和5年10月22日(日)
- 試験会場 広島県庁
(広島市中区基町10-52)
- 受験申込手続 4～5ページを御覧ください。

障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験を次のとおり行います。

※知的障害者を対象とした試験については、任命権者(知事・教育委員会)が別に実施します。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な勤務先	主な職務内容
行政(一般事務)[身体障害者]	7名程度	知事部局、教育委員会等の各課及び地方機関等並びに県立学校、広島市を除く市町立小中学校	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導、奨励・振興、渉外・折衝、危機管理等
行政(一般事務)[精神障害者]	2名程度		
行政(警察事務)[身体障害者]	1名程度	警察本部の各課、警察学校及び警察署	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導等(日直・宿直や交替制などの変則的勤務を含む。)

2 受験資格

(1) 年齢・資格等

試験区分	年齢・資格等
全ての試験区分	次の全てに該当する者 (1) 平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (2) 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
行政(一般事務)[身体障害者]	身体障害者手帳の交付を受けている者
行政(一般事務)[精神障害者]	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
行政(警察事務)[身体障害者]	身体障害者手帳の交付を受けている者

※上記の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の期日・場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所
第1次試験	10月22日(日)	広島県庁 (広島市中区基町10-52)
	<活字印刷文による受験> 午前10時から (受付開始 午前9時)	
	<点字による受験> 午前9時から (受付開始 午前8時30分)	
第1次試験 合格発表	11月2日(木)	【本人通知】 合否にかかわらず受験者全員に結果を通知します。 【インターネット】 午前9時から1時間以内に広島県採用試験情報ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
第2次試験	11月20日(月)～ 11月22日(水)	広島市内
最 終 合 格 発 表	12月1日(金)	【本人通知】 合否にかかわらず受験者全員に結果を通知します。 【インターネット】 午前9時から1時間以内に広島県採用試験情報ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

(注) 1 試験当日の持参品(障害者手帳等)については、受験票送付の際にお知らせします。

2 採用試験情報ホームページのアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/>

4 試験成績の通知

この試験を有効に受験して不合格となった場合は、合格発表の際の本人通知に試験成績を記載してお知らせします。

対 象	通 知 内 容
第1次試験 不 合 格 者	第1次試験の総合得点、総合順位及び試験項目ごとの得点
第2次試験 不 合 格 者	第1次試験の総合得点、総合順位と、第2次試験の総合得点、総合順位 及び試験項目ごとの得点

5 試験の方法

選考試験は、次の表に記載する内容により高校卒業程度で行います。

試験項目		配点	試 験 内 容
第1次試験	教養試験	50	公務員として必要な一般的知識（社会、国語、数学、理科、英語等）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）についての筆記試験を行います。〔問題形式：択一式、試験時間：2時間〕
	作文試験	30	主として文章による表現力、構成力等についての作文試験を行います。〔問題形式：記述式、試験時間：1時間、文字数：800字程度〕
第2次試験	面接試験	80	使命感、信頼感、コミュニケーション力、判断力、積極性、達成力等についての個別面接試験を行います。 ※2段階の個別面接を実施します。

- (注) 1 教養試験及び作文試験は、高校卒業程度で行います。
2 点字による受験の場合の試験時間は、教養試験3時間、作文試験1時間30分です。
3 試験当日実施する全ての試験項目を受験した場合に限り、有効に受験したものとします。
4 第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。
5 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の成績を総合して決定します。
6 各試験項目において、その成績が一定の基準に達しない試験項目が一つでもある場合、他の試験項目の成績にかかわらず不合格となります。
7 教養試験の例題及び過去の作文試験の問題は、広島県採用試験情報ホームページ等で閲覧できます。